

## 議案第 5 号

総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスター  
の作成の公営に関する条例の一部改正について

総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営  
に関する条例（平成 17 年総社市条例第 18 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

総社市長 片岡 聡 一

### 提案理由

本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成単価  
及び公費負担の限度額を明確化するため、関係条文の整備を行おうとする  
ものである。



総社市条例第 号

総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

総社市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年総社市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 総社市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>1,220円</u>を超える場合には、<u>1,220円</u>）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 総社市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>134,722円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「<u>単価の限度額</u>」という。）を超える場合には、<u>当該単価の限度額</u>）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定により選挙運動用ポスターを作成する場合の公費負</p>

改正後	改正前
<p>担の限度額は、候補者1人について、<u>1, 220円</u>に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>担の限度額は、候補者1人について、<u>単価の限度額</u>に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用する。